

## 社会福祉法人 長岡東山福祉会

### 役員及び評議員の報酬等に関する規則

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長岡東山福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

#### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。  
2 この規程で役員等とは、法人の理事及び監事並びに評議員をいう。

#### (報酬)

第3条 役員等に対する報酬は別表1に定める額を支給する。ただし、役員等が法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員報酬を支給しない。

#### (費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席する時、あるいは法人の業務に就く時、または出張する時は費用を弁償する。ただし、役員等が法人の職員及び行政の職員である場合はこれを支給しない。  
2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、及び宿泊料とし、その額は別表2のとおりとする。ただし、費用は、役員等の居住地から計算する。

#### (報酬・費用弁償の支給方法)

第5条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席する時、あるいは法人の業務に就く時は、その都度報酬を支給する。  
2 費用弁償は、法人が招集する会議等については、当日支給することとし、その他は職員の旅費に関する規程を準用する。

#### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

#### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 (平成29年6月21日)

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。
2. 平成23年4月1日から施行した「社会福祉法人長岡東山福社会役員及び評議員の報酬等に関する規則」は、「社会福祉法人長岡東山福社会役員及び評議員の報酬等に関する規則」の施行をもって廃止する。

別表 1

	日 額
理事会・評議員会への出席	10,000円
監事監査等への出席	5,000円
上記以外の会議等他、法人の業務に就く時	5,000円

別表 2

区 分	支給基準
鉄道運賃	普通旅客運賃
急行料金	普通急行料金 (ただし100km以上)
船 賃	中級料金実費
車 賃	バス代実費
航空運賃	実費 (ただし県外に限る)
宿泊料	15,000円以内

